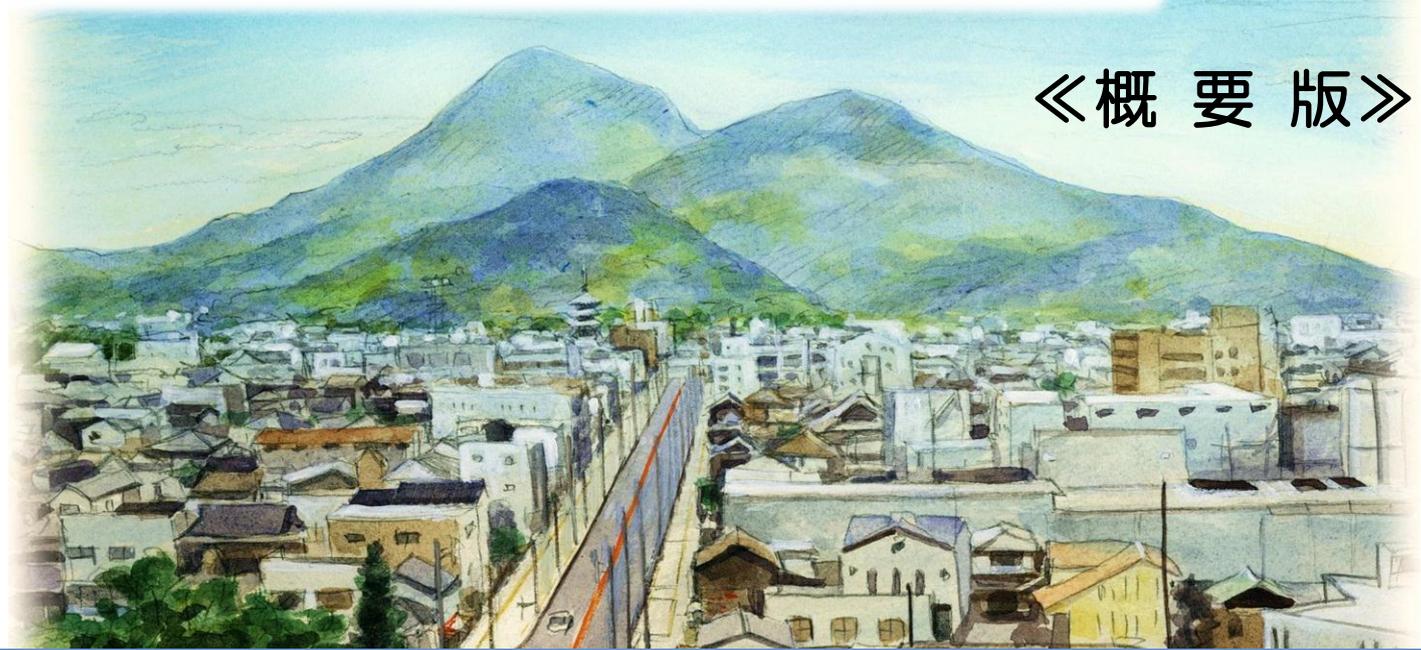


善通寺市景観計画

《概要版》



良好な景観の形成に関する方針

◆景観計画の区域 本市の景観計画の区域は、善通寺市全域（39.88km²）とします。

目標

素晴らしい歴史・文化と豊かな水と緑が調和し、
人とまちが活きる善通寺独自の景観まちづくり

基本的考え

- 歴史と文化を継承する風格ある景観を育てます
- 豊かな水と緑がまちを包み込むうおいある景観を育てます
- 魅力的なまちなかの景観を創造します
- 協働による地域への誇りと愛着を育みます

景観形成方針

9つの景観構造に区分し、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

凡例	景観構造	方針
	自然景観	① 量感あり四季が感じられる緑の保全 ② 眺望景観の保全・活用 ③ 環境学習の実施等による情報発信
	市街地景観	① 建築物等の色彩やデザインの向上 ② 店舗や工場・住宅地の景観的調和 ③ 安全で快適な歩行者空間の確保 ④ 市街地内での夜間景観づくりの推進
	田園景観	① 集落景観・田園景観の保全 ② 善通寺市独自の景観の保全
	水と緑の景観軸	① 緑の景観軸づくり ② 水の景観軸づくり ③ 水景観と調和した周辺のまちづくり
	歴史文化の景観軸	① 遍路の沿道景観の向上
	交通景観軸	① 沿道景観の向上 ② 歩行者空間の安全性と快適性の向上 ③ 眺望点となる空間づくり
	水と緑の景観拠点	① 既存施設の活用 ② 眺望景観の保全と活用 ③ イベントや環境学習などへの活用
	歴史文化の景観拠点	① 歴史・文化系景観資源としての建造物や史跡等の保全 ② 眺望景観の保全・活用
	交通景観拠点	① 市の玄関口にふさわしい景観整備 ② 看板や広告物等に対する配慮 ③ 周辺土地利用の誘導
	その他（眺望景観）	① 市のシンボルとなる五重塔を望む眺望景観の保全・形成 ② 地域の特徴ある眺望景観の保全・形成



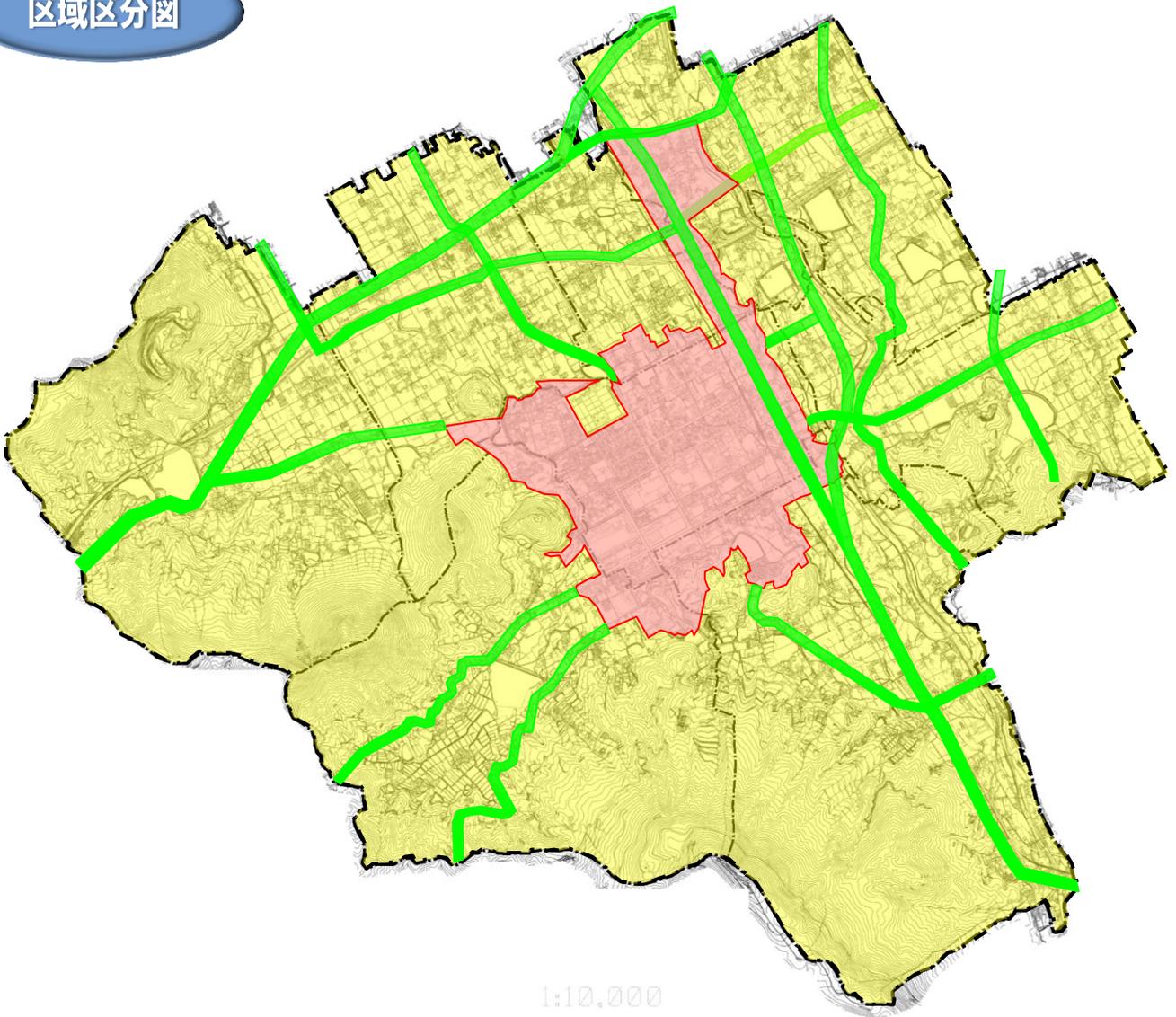
良好な景観形成のための行為の制限

次に該当する建築行為等については、景観法に基づく「届出」が必要となります。

◆届出が必要となる行為と地域区分

行為の内容		田園地域	沿道地域	市街地地域
建築物の建築等	○建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 20m 又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの		高さ 15m 又は建築面積 300 m ² 以上のもの
	○外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	変更に係る部分が各立面の合計面積の 1/3 以上のもの		
工作物の新設・増築・改築又は移転	・擁壁、門、垣、柵、塀等	高さ 3m 以上のもの		高さ 3m 以上のもの
	・煙突、RC・鉄・木柱、電波塔、高架水槽、装飾塔、大規模遊戯施設又はスポーツ施設、自動車車庫等	高さ 20m 又は築造面積 1,000 m ² 以上のもの		高さ 15m 又は築造面積 300 m ² 以上のもの
	・電気供給又は電気通信のための施設等	高さ 20m 以上のもの		高さ 15m 以上のもの
	○外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	変更に係る部分が各立面の合計面積の 1/3 以上のもの		
土地の開発等		開発区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの		
土地の開墾、土石の採取等	○宅地造成・土地の形質の変更	造成面積が 1,000 m ² 以上のもの、 又は生ずる法面・擁壁が高さ 3m かつ長さ 30m 以上のもの		
	○土地の開墾・土石の採取	地形の外観変更に係る面積が 1,000 m ² 以上のもの、 又は生ずる法面・擁壁が高さ 3m かつ長さ 30m 以上のもの		
木竹の植栽又は伐採		○伐採する面積が 1,000 m ² 以上のもの (林業の施業や森林管理のための間伐・枝打等は除く)		
屋外における土石や廃棄物等の堆積		○堆積の高さ 3m 又は面積 1,000 m ² 以上のもの		
水面の埋立て		○埋立て面積 1,000 m ² 以上のもの		
照明等	○夜間において、公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る)の外観について行う照明	照明の対象面積が 50 m ² 以上のもの ※ただし、30 日未満の場合や、祭典その他地域の行事により行う場合は除く		

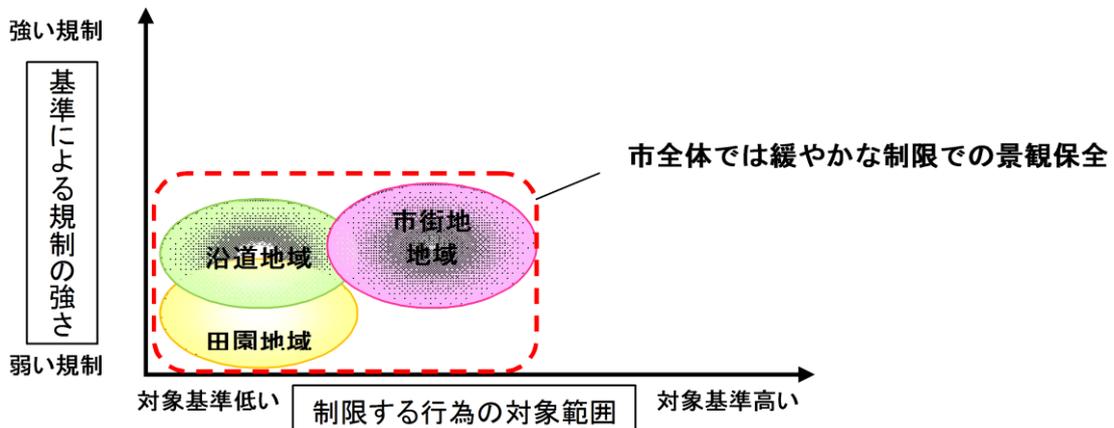
区域区分図



<地域の区分>

-  市街地地域：都市計画法に基づき用途地域が指定されている区域
-  沿道地域：高速道路、一般国道、その他の幹線道路の両側 50mの区域
-  田園地域：国土利用計画法において「都市地域」「農業地域」に位置づけられている区域

<行為の制限と景観形成基準による規制の強さの地域別の関連イメージ>



届出の流れ

事前協議
行為届出の30日前まで
「普通寺市景観条例」への適合について確認・事前指導。
具体的な計画を立てる前の構想・企画段階で、ご相談ください。

(条例第12条・様式第1号)

景観法に基づく行為の届出
行為着手の30日前まで
届出を行わないと30万円以下の罰金となります。

(法第16条第1項・様式第2号)

内部審査 (基準への適合の確認)
必要に応じ、景観審議会の意見を聴きます。

↓ 不適合

← 修正

指導・助言

↓ 不適合

← 修正

勧告
※変更命令はありません。

↓ 不適合

公表

適合

適合通知書の受理
景観条例に基づく「適合通知書」が交付されます。

工事着手

工事完了

完了の届出

(条例第14条・様式第6号)

	施工主など
	普通寺市

※行為の届出から工事着手までは最長30日間です。
(法第18条)

お問い合わせ : 普通寺市 建設農林部 土木都市計画課
〒765-8503 香川県普通寺市文京町二丁目1番1号 TEL : 0877-63-6312